

釜石市森林整備(自伐型)促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 適正な森林施業の確保及び森林の保全並びに自伐型林業の推進に必要な対策を実施するため、自伐型林業家等(以下「補助事業者」という。)が釜石市森林整備(自伐型)促進事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自伐型林業家 自ら所有する森林又は森林所有者等から施業の委託を受けた森林において、大型で高性能な林業機械を使用せず、チェーンソー、バックホウ等を使用し、自ら森林施業を行う者をいう。
- (2) 間伐材 市内の森林のうち、森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画が策定されていない私有林の間伐することにより発生する木材をいう。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助事業の内容、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

内容	交付対象経費	補助金額
森林整備事業により集積された間伐材を集積土場から市場又は買入事業体まで運搬する場合に要する経費	人件費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費	間伐材 1立方メートルに対し 3,000円を乗じ 1,000円未満の端数を切り捨てた額

備考 重量を計量単位として使用する製材所等へ搬出する場合は、間伐材の重量に 1.12 を乗じた値を体積とし、この場合において、1 トンを 1 立方メートルとして換算するものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金交付申請の期限は、毎年度2月28日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 釜石市森林整備促進(間伐材搬出)事業計画書(様式第1号。以下「事業計画書」とい

う。)

- (2) 事業予定箇所の位置図
- (3) 事業着手前の事業予定間伐箇所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の実施主体を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業計画書に記載した事業量を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 総事業費の額の 20 パーセントを超える額を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助金額を変更する場合は、市長の承認を受けること。

(届出事項)

第6条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

2 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 伐採及び伐採後の造林届出書等の写し又は適合(確認)通知書の写し
- (2) 事業完了後の間伐箇所の写真
- (3) 間伐材の搬出先及び材積が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第4関係)

釜石市森林整備促進(間伐材搬出)事業計画書

1 森林の所在場所

2 森林所有者の住所及び氏名

住 所

氏 名

3 間伐の計画

伐採面積 (ヘクタール)		伐採率 (パーセント)	
伐採樹種		伐採齢	
伐採期間	年 月 日から 年 月 日まで		

4 間伐材の搬出先及び材積

番号	搬出先 (製材所名、原木市場名等)	材積 (立法メートル)
1		
2		
3		
計 (ア)		
補助金交付申請額		(ア) × 3,000 円 = 円 (千円未満切捨て)

5 事業完了(予定)年月日